

第七回国会 衆議院 人事委員会議録 第十七号

(五〇九)

昭和二十五年三月二十九日(水曜日)午後三時四十分開議

出席委員

委員長代理理事 藤枝 泉介君

理事 澤澤 寛君 理事 高橋 權六君

理事 玉置 實君 理事 成田 知巳君

理事 中曾根康弘君 理事 土橋 一吉君

理事 平川 篤雄君

理事 岡西 明貞君 松澤 兼人君

出席國務大臣

農林大臣 森 幸太郎君

出席政府委員

人事院事務官 (法制局長) 岡部 史郎君

委員外の出席者

専門員 中御門經民君

専門員 安倍 三郎君

三月二十七日

畿原町の勤務地手当地域給を特地域に指定の請願(岡西明貞君紹介)(第一八八六号)

公務員の給與改訂に関する請願(猪俣三君紹介)(第一九三〇号)

同(青野武一君紹介)(第一九六一号)

同(松井政吉君紹介)(第一九六二号)

同外八件(立花敏男君紹介)(第一九六三号)

同外二件(池田峯雄君外一名紹介)(第一九六四号)

同(土橋一吉君紹介)(第二〇〇六号)

員弁郡及び三重郡を寒冷地手当支給地域に指定の請願(水谷昇君紹介)(第一九三一号)

公務員の交通費支給方法制度化に関する請願(青野武一君紹介)(第一九六〇号)

市に合併地域の公務員に地域給支給の請願(林好次君紹介)(第一九七八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

国家公務員法の一部を改正する法律案起草の件

○藤枝委員長代理 これより人事委員会を開会いたします。

本日は委員長に少しおさしつかえがありますので、しばらくの間私が委員長の職務を行います。

この際お知らせいたしておきたいことがあります。去る二十七日の本委員会におきまして、一応の成案を仮決定し、関係方面との手続を進めておりました国家公務員法の一部を改正する法律案は、本日所要の手続が終了いたしましたので、先日の決定に基づきまして、さつそく委員長より議院に対し同案の提出手続をいたしたいと思っております。以上お知らせいたしておきます。

○藤枝委員長代理 ただいまより政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第九〇号)を議題として、質疑に入ります。質疑は通告の順序によりこれを許します。

○松澤委員 ちようど農林大臣がお見えになりましたので、ごく簡単に承りたいのであります。

農林省関係の公団のうち、あるいは廃止、あるいは一年間存続するというような、いろいろの取扱いになつているのであります。この際各公団の存続期間、あるいはいつまで公団が続くかという見通しにつきまして、承りたいと思つております。

○森國務大臣 お答えいたします。私の方の關係公団は五公団であります。この公団を廃止いたしました。また経済界が混乱しないという目安がつきましたら、一日も早く廃止したいという気持ちで今日まで参つたのであります。食料品公団の問題につきまして、もう大方のものが統制も撤廃されておりますので、残つておりますものは輸入いたしております。また一つのもの、油の方の公団であります。油は国民の重要な食糧として統制いたしておるのであります。いろいろの植物油等を生産も相當ふえて参つたのであります。しかしまだ南水洋の鯨油であるとか、あるいは大豆は輸入いたしておりますので大豆油、また菜種の一部を統制いたしております。今これらの油は最も重要なもので、今だちにこれを廃止することはできませんので、この際油糧公団と食料品公団を廃止いたしました。油糧、砂糖だけ

を取扱う公団一つにまとめるのであります。それから肥料公団につきましても、すでに肥料も生産が九割程度まで進んで参りましたので、この際肥料公団はその取扱ひ事務を一般にまかした方がよからうというのを考えまして、この公団の廃止を一日も早くと考えておつたのであります。ところが司令部等の方面からは、日本の肥料は食糧生産に非常に重大な役目をいたしておるのだから、今急速にやめてはどうかと思つて、それでまあおそくとも来年の三月一ぱいぐらいの間において廃止したらよからう。こういう思想がございまして、政府におきましては今回国会に、明年の三月三十一日まで存続の法律案をお願いいたして、先般御決議願つたわけでありまして、この肥料公団は、具以下段階を一日も早く民間の方の団体に移したい。民間企業に移したいという気持ちで、取急いでおるのであります。御承知のごとく肥料は春肥と秋肥とありまして、六月が切りかえであります。それで春肥なら春肥の途中の段階で三月に打切りまして、春肥の配給の中途になりまして、非常に混乱を生ずるのであります。そこで廃止するならば、春と秋との限界になつたときに廃止するということが適當と考へますので、法律は一箇年延長してもらいましたけれども、政府の方針といたしましては、おそくとも七月までに廃止いたしました。これを民間企業に移すということに処置いたしたいと考へております。なお飼料公団であり

ますが、これもすでに相當の生産もあり、口滑に需給ができておりますので、廃止いたします。食糧公団におきましては、何分主要食糧の重大な責任を持つておりますので、これも今ただちにこの三月三十一日をもつて廃止することは不可能でありますので、これは明年の三月三十一日までこれをまた民間企業に移しまして、これを漸次廃止して行くという方針をとつて行きたいと考へております。これが公団の廃止に対する政府の考へ方でありまして、○松澤委員 つきましてはこの公団廃止のために、公団職員がそれ、退職しなければならぬということになるのであります。人事委員会に農林大臣に来ていただきましたことも、その辺の関連があるのであります。これらの解散によつて職を失う職員に対して、どういふ退職金を支給するお考へでありますか。それを承りたいのであります。

○森國務大臣 それ、公団の職員は、営団から引継ぎました者、あるいはその業者からかわりました等、皆それぞれ地域の持つておる経験者でありますので、この解散と同時にそれぞれ立場におきまして、營業に従事されるようにいたしたいと考へております。退職給與につきましては、先に廃止いたしました貿易公団以来いろいろの公団が廃止されておりますので、その前例によりまして、できるだけの増額退職金を出したいと考へておるのであります。これは普通一般の公

役員に比較して、高率になつておりま
す。これは御承知の通りに短期間に、
一年々の法律をもつて存続期間をき
めるといふ、まことに前途心細いよ
うな職制でありますので、今日まで待遇
は幾らか普通の公務員よりは高かつた
のであります。今同解散にあたりま
して退職するに對しましては、相当の
就職の周旋もいたしまして、また退職
金に對しましては前例もあつたのであ
りますから、できるだけ優遇いたした
いと考へております。

○松澤委員 前例によつてできるだけ
優遇いたしたい。こういう考へえのよ
うであります。問題はわゆる公団
職員等の退職に關する政令の問題であ
るのであります。御承知のように二
十四年度におきまして、二十五年
におきましては、公団職員の退職等に
關する退職金は、二年におきまして二
箇月半計上されておるといふことを承
つておるのであります。しかるに今ま
で十月一日以降整理によつて退職いた
しました者に對しましては、政令二百
六十四号によつて処置されておられま
して、これははるかに低い率しか與えら
れておらないのであります。予算は二
年以上の者に對しまして二箇月半とい
うたてぶりました予算をとつておりな
ら、實際においては一箇月少しくらい
のものしか支給されておらないのであ
ります。そこで公団職員などは、退職
といふことが結局行政整理と同じよ
うな性質のものである。またたとえ食
糧配給公団の人たちが整理によつて、
今度は米屋さんになるといふ場合にお
きまして、それ／＼また新しい商売
をするために、相当の資金が必要であ
るといふような点を考慮いたします

と、予算に組んであるだけは支拂われ
ることが適當である。こう考へるので
あります。政令二百六十四号により
ましては、予算だけは出ないという結
果になるのであります。この点につ
いては農林大臣はいかに考へてござ
いますか。

○森國務大臣 これは各公団の首脳部
も非常に心配でありまして、何とか適
宜な処置をとつてもらいたいというこ
との要求も再々承つておるのでありま
す。しかし今お読みの方の政令によ
つて支給することになつておるわけ
であります。これは関係方面との関
係、また大蔵省財務当局の意見もあ
るのであります。予算を余す必要がな
いといふものであります。やはりの規
定通りの支給をせなければならぬので
あります。その政令については十分
考慮いたしたいと、かように考へて
おるわけでありまして。

○松澤委員 具体的な問題について
は、農林大臣はよく御存じないかと思
います。これ以上御質問申し上げ
てもどうかと思ひますので、最後に希望
を申し上げておきたいのであります。
予算を十分に使つて、後顧の憂いなく
公団廃止行政整理によつて退職して行
く人々を十分に保護していただきたい
といふこと、もう一つは、昨年の行
政整理が終了した十月一日以降に、
政府の都合なり、また公団の事情なり
によつて、心ならずも退職いたしまし
た職員、つまり行政整理と同じ結果に
よつて、公団の縮小あるいは廃止によ
つて退職せしめられた職員に對しまし
ては、さかのぼつて退職金の計算をし
ていただきたい。かくすることがそれ

以前の政令二百六十三号によつて得ら
れた人との差等をなくすゆゑであり
まして、これは一年間に十月一日以降
のものは政令二百六十四号によつて薄
く、それ以前のものは二百六十三号に
よつて厚くということでありまして、な
らば、同じ事情によつて退職せられる者
が、不当に異なる取扱ひを受けると
いふことになるのであります。よつて
も農林大臣がごできるだけ優遇いた
したいといふ考へえでございます。十
月一日以降の退職者に對してもその優
遇の道を開いていただきたいために、
さらに関係方面との折衝に努力を拂
つていただきたい。かようにお願いいた
して、私の質問を打ち切ります。

○土橋委員 きこの本会議におい
て食料品配給公団が持つておりました砂
糖を、油糧配給公団の方へ転換いたし
まして取扱ひを決定したようでありま
すが、こういう内容から見ますと、食
料品配給公団はこの年度内のうちにこ
れを解散をし、これを廃止をする。こ
ういふ御意向でございませうか。こ
の点を明確にお願いしたいと思ひま
す。

○森國務大臣 砂糖の問題であります
が、砂糖は御承知のように大分よくな
つては参つたのであります。まだ自
由にするような量まで参りませぬの
と、これが全然輸入しておるような開
係から、先ほどお答えいたしましたよ
うに、油と砂糖を一つにして一応取扱
いをしていただくわけでありまして、今後
の経過によりまして、砂糖なんかも、
相当入れたいといふような希望が、台
湾等にはあるようでありまして、そう
いふような事情がよくなつて参ります
るならば、私は公団の廃止はなるべく

早くやつた方がいい、こういう考へえ
持つております。

○土橋委員 ただいまの御答弁によ
りまして、食料品配給公団は、今年度
においてこれを廃止するということにつ
いては、まだ政府の方では明確な御意
見の一致がないのでございませう
か。

○森國務大臣 公団の方式によりまし
て、たしかあの公団も一年ずつの存続
期間が規定されておると存じますが、
これはなるべく早く本来の姿にもどし
たいという気持で、臨時立法になつて
おるのであります。できるだけ早く
廃止したいという気持であります。

○土橋委員 この間法は、農林大臣が
正しく御承知でないように見えます
ので、これ以上質問をいたしません
が、この内容について詳しく
大臣の方で、この内容について詳しく
ごまかしく御説明のできる方があ
らば、もつと御聞きしたい点がござ
いますので、差向けていただきたいと思
ひます。

○森國務大臣 現在四百名程度の食料品配
給公団の職員がございまして、この
ころがこれが三百名程度油糧配給公
団の方へ配置転換をするといううわさを
本日私は承つたのであります。そう
いふことが事実であります。四百
名のうち三百名油糧公団の方へ配置
転換をいたしますと、百名の職員の整
理といふことが考へられるのでござ
います。そこで先ほど松澤君からも御質
問がありましたように、大臣は善処し
てくださると思ひますが、政令の二
百六十三号は当然適用していただきま
して、なお私たちがぜひとも大臣にお
願ひしたい点は、最低限度少くとも六
箇月程度の給與は保障するといふよう

な点が、現在の状態にかんがみまし
て、必要ではないか。昨年の十月以降
とまた今日におきましては、失業の度
合いが非常に拡大をいたしました。就
職が困難な点が多々考へられるので、
ございまして、私が申し上げておるよ
うな点は、政府の方ではどういふ考
えを持つて見ておられるか。この点も
ちよつと承つておきたいと思ひます。

○森國務大臣 新しくつくる形式にな
るのであります。いわゆる廃止して
合併することになるのであります。し
その場合に退職せられる人に対し
ては、先ほどお答えいたしましたと同
一に、しかも一面から見ると、私の考
えでは一つの行政整理であります。か
ら、何とか特殊な方法によつて行き
たい。その方面の実現に努力いたした
い。こういう気持を持つておるわけ
であります。

○土橋委員 もう一点伺いたいと思
ひますが、この問題については、政府機
関、たとえば特殊整理委員会の職員と
か、あるいは閉鎖機関の取扱ひをいた
しておます機関とか、そういうよう
な一般政府関係機関の職員にもこの公
団関係職員の待遇と同じような状態に
おいて、退職の場合を考へておられ
るかどうか。こういう点につきまして
農林大臣はどういふふうにお考へにな
つておるのであります。大体今
までのものは公団関係でございます。
ところがそれ以外に政府機関がたくさ
んありますので、將來さういふ者の
整理に對しましては、どういふふう
にお考へになつておるのでありませ
うか。

○森國務大臣 その方面の取扱ひは、
専門でありませぬので、あまりよくわ

な点が、現在の状態にかんがみまし
て、必要ではないか。昨年の十月以降
とまた今日におきましては、失業の度
合いが非常に拡大をいたしました。就
職が困難な点が多々考へられるので、
ございまして、私が申し上げておるよ
うな点は、政府の方ではどういふ考
えを持つて見ておられるか。この点も
ちよつと承つておきたいと思ひます。

○森國務大臣 その方面の取扱ひは、
専門でありませぬので、あまりよくわ

な点が、現在の状態にかんがみまし
て、必要ではないか。昨年の十月以降
とまた今日におきましては、失業の度
合いが非常に拡大をいたしました。就
職が困難な点が多々考へられるので、
ございまして、私が申し上げておるよ
うな点は、政府の方ではどういふ考
えを持つて見ておられるか。この点も
ちよつと承つておきたいと思ひます。

○森國務大臣 その方面の取扱ひは、
専門でありませぬので、あまりよくわ

な点が、現在の状態にかんがみまし
て、必要ではないか。昨年の十月以降
とまた今日におきましては、失業の度
合いが非常に拡大をいたしました。就
職が困難な点が多々考へられるので、
ございまして、私が申し上げておるよ
うな点は、政府の方ではどういふ考
えを持つて見ておられるか。この点も
ちよつと承つておきたいと思ひます。

かりませんが、公務員としての退職の場合と、整理によつて退職した場合とは、相当考慮をしなければならぬと思うのでありますが、給與規定がどういうふうになつておりますか、私詳しく存じておりません。

○土橋委員 それではその問題は、もつとどなたか適切な人に御出席を願いたいと思ひます。過日私は、農業を守る会であろう／＼なお話を伺つた際に、農林省の所管に属しております水産庁の飯山長官が、罷免せられたというお話を承つておりますが、この罷免の内容について、どういふ理由であつたか。ちよつと簡単にその経過を御説明願ひたいと存じます。

○森國務大臣 これはいろいろ／＼な委員会において御質問が出ておるのでありますが、事飯山氏の人格に關することになりますので、人事のところだけは、こういうところではつきりと申し上げることを、お許しを願ひたいと思ひます。ただ公務員法におきましては、適格者として試験制度を設けておりますが、今まだ試験の制度が実現されておらない段階であります。農林行政を遂行する上におきまして、飯山氏が水産庁の長官として就職されることは、私の責任を果す上において遺憾な点があるということを考へまして、やめていただきたいということをお願いしたわけでありませう。その後三箇月ばかり考慮せられました結果、やめないということでありましたので、私は退職を指令したようなわけでありませう。その理由等につきましては、抽象的ではあります、今申し上げた程度で御了承を願ひたいと存じます。

○土橋委員 この問題はきわめて重大であります。吉田政府のもとにおいて、大臣の基本的な方針に合わない場合には、高級官僚であります飯山長官がやめなければならぬ。おそれなくこの委員会においても、将来はほとんどんどういふ問題が起つて来るかと考へるのであります。大臣の今の御答弁を承りますと、自分の方針に合わない者はやめてもらうという結論が出て来るやうに考へるのであります。従ひまして、詳しい内容は人事院への提訴等によつて、いろいろ／＼明瞭になると思ひますが、少くとも政府の基本的な態度としましては、かりそめにもそういう場合がありませう、十分話し合ひをいたしまして、官吏諸君の身分の保障といふことを考へませんと、公務員諸君は、どういふ地位にありませう、所屬の長官と意見が合わない場合には、常に罷免されるということになります。国家公務員法そのものの立場から考へましても、きわめて暗黒的な行政行為が行われるといふように考へざるを得ないのであります。この問題は、單に飯山君の場合のみならず、たとへば統計部長の小倉君、あるいは吉岡研究所における問題を私は承つておりますが、そういうやうに農林關係における人事行政はきわめて紊亂をしておる。何か森農林大臣の意向に合わないければ、どん／＼やめなければならぬといふ点がかがれるのでございませう。今の御答弁の内容から推察いたしますが、もう少し明瞭なものか農林省の人事行政にはなければいかんのか、この点について大臣はどのような考へてございませうか。

○森國務大臣 いろいろ御親切な御注意ありがとうございませう。決してやましい氣持は持つておらないのであります。御引例になりました小倉君は、行政整理に對しまして非常に努力をせられたが、御承知のように小倉君はからだか弱いのであります。まあ上品な方で、非常に弱いので、この統計事務といふやうな複雑な事務に對しては、からだか持たぬといふやうなお話もありませう。しかし有為な將來ある人でありませうから、退職してもらふことは惜しいといふので、農林省の研究所の方に、頭のいい人でありませうから、しばらく移つてもらつたわけでありませう。すべて私は人事につきましては、公正な立場で眺めております。決して私情を持つたり、感情を持つたりはいたしません。私は及ばずながら農林省の行政の責任を預かつております以上、その行政事務を執行する上において妨げがある、あるいは私に協力してくれないといふ人は、たとい公務員試験のりつばな合格者でありませう、私の立場から見れば不適格者でありませうから、やめてもらうよりほかはないといふやうに考へております。今後は一層注意をいたしまして、人事行政をいたしたいと考へております。

○土橋委員 ただいまの御答弁で、一応私もあなたの仰せになつてゐる内容に了解できますが、片柳農林次官の場合におきましても、私たちは非常な關心を持つて見ているのでございませう。他の省にもそういう問題はあります。われわれが注意を喚起せざるを得ないやうな問題が多々あるのでございませう。

○森國務大臣 いろいろ御親切な御注意ありがとうございませう。決してやましい氣持は持つておらないのであります。御引例になりました小倉君は、行政整理に對しまして非常に努力をせられたが、御承知のように小倉君はからだか弱いのであります。まあ上品な方で、非常に弱いので、この統計事務といふやうな複雑な事務に對しては、からだか持たぬといふやうなお話もありませう。しかし有為な將來ある人でありませうから、退職してもらふことは惜しいといふので、農林省の研究所の方に、頭のいい人でありませうから、しばらく移つてもらつたわけでありませう。すべて私は人事につきましては、公正な立場で眺めております。決して私情を持つたり、感情を持つたりはいたしません。私は及ばずながら農林省の行政の責任を預かつております以上、その行政事務を執行する上において妨げがある、あるいは私に協力してくれないといふ人は、たとい公務員試験のりつばな合格者でありませう、私の立場から見れば不適格者でありませうから、やめてもらうよりほかはないといふやうに考へております。今後は一層注意をいたしまして、人事行政をいたしたいと考へております。

そこで大臣の今の御説明で、われわれは一応あなたのお氣持はわかるのであります。少しく私がかがし上げるやうに、その内容がだれが聞きましてもきわめて妥当である。御本人のやめられる方、左遷される方、そういうやうな諸君も、自分の今までの職務に對しまして相当責任を感じられませう。大臣に對して抗議といひませうか、あるいは大臣の処置に對して不満を表明しないやうに、やはり適正に人事行政をやつていただかないと、この問題がだんだん大きくなります。森農林大臣の將來の人事行政については、いろいろの疑うやうな点が出て来るのでございませう。この点を私は申し上げたいのでございませう。

○森國務大臣 公務員とはなつていないのではないかと存じますが、どうなつてゐるか、私しつかり記憶しませう。農林省としましては、今度農林委員と食糧調整委員会を一つにして、農林省に統合するわけですが、委員会と食糧調整委員会を一つにして、農林省に統合するわけですが、委員会の書記として事務的にとつておるのには、農林省設置法に基き定員のうちに入つてゐると存じておりますが……

○土橋委員 そうしますと、あなたのお考へによりますと、補助費にしましても何にしても、農地委員会の書記は、今日まで国家の予算によつてまかなわれてゐるわけがございませう。そうすると、あなたのお話になつた点からいいますと、これは明らかに国家公務員でございませう。ところが私は数回にわたつて質問書を出しておりますけれども、これに對して政府が明確な回答をいたしてないわけがございませう。それで政府全般の見解からいいますと、これは結局地方公務員といふ身分になりやうな状態が一つあるわけがございませう。それと同時に、現在二万三千名程度の全国の農地委員会の書記がいるわけがございませう。これが半減をするやうな状態であるのでございませう。そうなつて参りますと、政府の今の大臣のやうな説明ならば、これは国家公務員でありますから、国家公務員の退職に關する手当が支給せられるのでございませう。ところが地方公務員といふ立場においても、これが地方においてまだ府県知事を通して明確にそういう解釈が出ていないのでございませう。これが人事院等の解釈によりやうな解釈をしてゐるのでございませう。そうすると二万三千名の職員がどうもならない、救済ができないという状態が、結局整理をせられる。こういう結果が、今日目前に迫つてゐるのでありますので、今大臣が御答弁なさつたよ

して出ておつたかと思ひますが、はつきり私判断できませんが、農地委員会の經費を政府が負担いたしてゐるのでございませうから、補助費となつてゐるかと思ひます。

うなものでありますならば、明確にこれは国家公務員としてお取扱いを願えませんと、一万三千名の職員がいろいろ路頭に迷うという結論になると思ひます。この点ひとつ大臣の方で十分考えられまして、今の御答弁の範囲で、もしあなたがそれを信じておられますならば、確認をしていただければ、非常にけっこうじゃないかと考えております。

○森国務大臣 私ほ少しく内容がはつきりいたしておりませんが、よく事務局に調査させまして、適当に処置いたしたいと存しております。食糧事務所にも職員などがたくさんあるのではありませんが、どの程度まで公務員として取扱つておりますか。そういう人事のこまかい点ははつきり存じませんが、なおよく調査いたします。

○土橋委員 これは明確に政府の予算書の中に入っているのです。ちやんと二万三千名の定員は、あなたの方の費用から出まして、この書記ということについて、あなたの方のお出しになっている予算書に書いてあるわけでございます。でありますから、これは公務員であると解釈することについて、異論はないわけでありまして、予算書の説明書にはちやんと書記の名前で書いてありますので、今あなたが説明されたような別に願はございません。農地委員会の専任の書記でございます。でございますから、これは国家の費用をもつてまかなつてはおりますが、現実の事務は各市町村においてやつている場合があるのでございます。そこで現実の場合を取上げますと、今申し上げたように、一応地方公務員というような解釈も出て来るのでございます。

でございますから、あなたの方で時期を得て本委員会において、明確にこれは国家の公務員であるという点をお示しを願わないと、二万三千名が整理された場合の退職金その他の身分保障が、明確にならないのでございます。ですからあなたの方でひとつ十分研究されまして、少くとも予算書の説明書から見れば、これは明確に農林省の組んでおられる予算であつて、農地委員会の書記といふことがちやんと書いてあるのでございますから、そういう点から私はあなたに国家公務員であるといふことを確実に認めてください。こういうことを申しているのではありません。すでに永江農林大臣との労働協約におきましても、これは明確に団体交渉をしまして、労働協約を持つているのでございます。ですからその効力は当然森農林大臣も引継がれるものとわれわれは考へているのでございます。

○森国務大臣 その点は一ぺん調べてお答えします。

○藤枝委員長代理 ちよつと速記をやめて……

〔速記中止〕

○藤枝委員長代理 それでは速記を始めてください。

本日はこの程度において終了いたします。明日は午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時八分散会